

**平成31年度 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 『よくある質問と回答』**

No	区分	質問	回答
1	01_事業要件	体制に含まれる自治体の役割は何ですか。	下記の役割を想定しています。 ・地域の中小企業等からの相談窓口 ・セミナー等による普及啓発活動 ・補助事業の紹介等の中小企業等に対する具体的な支援・アドバイス 等
2	01_事業要件	自治体、他の支援機関、SIIが運営するWebページ等を経由した相談等については、どのように対応すればよいですか。	自治体、他の支援機関、SIIが運営するWebページ等を経由した相談等があった場合は、必ず一度はコンタクトを取って下さい(面談、電話等、手段は問いません)。
3	02_補助事業者要件	営利団体(株式会社等)でも、申請することは可能ですか。	可能です。
4	02_補助事業者要件	個人または個人事業主でも、申請することは可能ですか。	個人・個人事業主の方は対象外となります。
5	02_補助事業者要件	法人格を有しない団体でも、申請することは可能ですか。	原則不可です。ただし、法人設立準備中である等の事情がある場合は、SIIに個別にお問い合わせください。
6	02_補助事業者要件	事業所が2つ以上あるのですが、各事業所からそれぞれ申請を行うことは可能ですか。	それぞれの事業所が単独で事業要件を満たし、補助事業者としての責務を負うことができる場合は、それぞれ申請が可能です。
7	03_外部専門家要件	途中で外部専門家を追加することは可能ですか。	可能です。ただし、変更する場合は、事前にSIIに変更内容をご連絡ください。(手続きの方法については補助事業者に別途ご連絡いたします。)
8	04_中小企業等要件	医療法人、学校法人、宗教法人等は支援対象となりますか。	年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kL未満である事業所は、支援対象となります。
9	04_中小企業等要件	年間のエネルギー使用量(原油換算値)が、1,500kL未満かどうかは、何をもって判断すればよいですか。	直近1年間のエネルギー使用量を確認したうえで、判断してください。
10	04_中小企業等要件	「年間のエネルギー使用量(原油換算値)が、1,500kL未満の事業所」とは、各法人単位又は各法人が有する事業所単位、どちらで確認すればよいですか。	法人単位ではなく、各法人が有する事業所単位で確認してください。
11	04_中小企業等要件	国や自治体が所有又は運営する施設は支援対象となりますか。	なりません。民間所有かつ民間運営の施設が対象となり得ます。
12	04_中小企業等要件	外部専門家が所属する組織は支援対象となりますか。	なります。ただし、外部専門家謝金および旅費等の対象となるのは、当該外部専門家等以外を派遣する場合に限ります。
13	05_支援対象地域	年度途中で支援対象地域を変更することは可能ですか。	可能です。ただし、変更される場合には、事前にSIIに変更内容をご連絡ください。(手続きの方法については補助事業者に別途ご連絡いたします。)
14	06_補助対象経費	補助対象経費の細目ごとに、上限金額はありますか。	それぞれに対する上限はありません。
15	06_補助対象経費	SIIが実施する講習会とは、誰を対象としたものですか。	補助事業者と外部専門家を対象とした講習会を予定しています。
16	06_補助対象経費	SIIが実施する講習会に参加する際の、旅費や人件費は補助対象となりますか。	旅費は、別途SIIより実費相当額を支給します。 人件費は補助対象となり得ます。講習会の開催の際に個別に案内します。
17	06_補助対象経費	外部専門家が、中小企業等への訪問は行わずに、電話・メール・資料送付等のみで支援を行う場合、外部専門家謝金等は補助対象となりますか。	なりません。

**平成31年度 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 『よくある質問と回答』**

18	06_補助対象経費	中小企業等の事業所以外の場所(補助事業者のオフィス、その他貸し会議室等)で支援をする場合は、外部専門家謝金等と旅費は補助対象となりますか。	中小企業等に対して個別にアドバイス等を実施していることが証憑上確認できる場合に限り補助対象となります。
19	06_補助対象経費	補助事業者・外部専門家が同時に多数の中小企業等に対して実施するアドバイス等についての人事費、外部専門家謝金等は補助対象となりますか。	全ての参加者が支援する中小企業等の要件を満たしている場合は補助対象となります。
20	06_補助対象経費	同一の中小企業等の複数の事業所へ補助事業者・外部専門家を派遣した場合、支援回数の上限は、会社ごとにカウントされますか。事業所ごとにカウントされますか。	会社ごとにカウントされ、補助事業者および外部専門家の派遣は15人回が上限となります。
21	06_補助対象経費	①人事費と、②事務補助員臨時雇用経費の違いは何ですか。	<p>①人事費 当該組織で雇用される、補助事業に直接従事する者を対象とします。中小企業等との相談窓口、専門家のコーディネート、中小企業等の支援に関する業務、その他補助事業を管理運営するにあたって必要な業務全般に従事した時間に応じて補助対象経費を計上できます。</p> <p>②事務補助員臨時雇用経費 事業を実施するために必要な業務補助を行う者を対象とします。ただし、雇用契約書等において補助事業へ従事することが定められている者に限ります。間接雇用(派遣社員)と直接雇用(アルバイト)の形態が想定され、支払った賃金等に応じて補助対象経費を計上できます。</p>
22	06_補助対象経費	事務補助員臨時雇用経費では、通勤手当、法定福利費等は補助対象になりますか。	原則対象なりません。時間単価×従事時間によって計算される範囲で補助対象となります。ただし、間接雇用において、人事費単価に含まれる法定福利費等は対象となります。
23	06_補助対象経費	中小企業等の事業所へ車で訪問する場合、ガソリン代等は補助対象になりますか。	車の使用および費用の計上方法が、補助事業者の既存の内規に定められている場合に限り、対象になります。
24	06_補助対象経費	省エネルギーの診断等に必要な機器(計測機器等)の購入費や、補助事業者が使用するPC・プリンタの購入費は、その他諸経費として補助対象となりますか。	購入する場合は補助対象なりません。補助事業者が賃貸・リース契約等をする場合は、用途と使用期間を補助事業専用に限定し、補助事業者の管理下で使用する場合に限り補助対象となります。
25	06_補助対象経費	補助事業の広報費用は補助対象になりますか。	支援対象地域の中小企業等に対して本事業に関する情報発信をするものは認められます。 媒体例)配架チラシ、DM、地方紙広告等、広報地域を限定できるもの。 内容例)相談窓口開設の周知、自治体と連携したセミナー開催の周知等。
26	06_補助対象経費	補助事業に使用する電話代やインターネット接続料は補助対象になりますか。	なりません。
27	06_補助対象経費	固定費・変動費の区分とは何ですか。	固定費は、支援の回数等に依らず事業運営に必要な経費となります。 変動費は、支援の回数等に応じて増減する経費となります。 (例)固定費:管理運営業務・資料作成等(人事費)、セミナー等開催費など 変動費:外部専門家の謝金(省エネ支援事業費)など
28	99_その他	補助事業で支援をする中小企業等に対して、自主事業による提案を行うことは認められますか。	認められますが、補助事業での支援と自主事業の支援は明確に切り分け、訪問前に中小企業等にいずれの支援であるかを通知のうえ実施してください。一回の支援の中で、補助事業と自主事業の内容が混在する場合は、当該支援は補助対象外となります。
29	99_その他	法人インフォメーションとは何ですか。	法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。経済産業省および内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室により運用されています。 (http://hojin-info.go.jp)
30	99_その他	交付決定時の事業内容(計画)から乖離する場合、どのような対応が必要ですか。	交付決定時の事業内容(計画)から明らかに乖離が見込まれる場合、SIIから交付決定した補助金額の増額または減額を指示することがあります。 交付申請においては、適切な事業内容(計画)で申請してください。